



## 国民健康保険の手続き ▶ 町民課

### ●国民健康保険に加入する方

職場の社会保険や後期高齢者医療制度の加入者と生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入します。

- 自営業者
- パートやアルバイトなどで社会保険に加入していない方
- 農林業従事者
- 退職して社会保険をやめた方

### ●国民健康保険の届出

国民健康保険に加入するとき、職場の社会保険に加入したときには、役場に届出が必要です。届出は必ず14日以内に行わなければなりません。加入するときの届出が遅れると、加入資格を得た月までさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。

やめるときの届出が遅れると、国民健康保険証が手元にあるため、国民健康保険証で医療を受けてしまう方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費は、後で返していただくことになります。

区分	こんなとき	必要なもの
加入	転入してきたとき	印鑑、転出証明書、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険をやめたとき	印鑑、社会保険をやめた証明書、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険の被扶養者を外れたとき	印鑑、被扶養者から外れた証明書、本人確認書類、個人番号
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、本人確認書類、個人番号
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止決定通知書、本人確認書類、個人番号
やめるとき	転出するとき	印鑑、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険に加入したとき	印鑑、社会保険証、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険の被扶養者になったとき	印鑑、社会保険証、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、死亡を証明するもの、会葬礼状等
	生活保護を受けるとき	印鑑、生活保護決定通知書、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号

その他	保険証をなくしたとき	印鑑、本人確認書類、個人番号
	修学のため、子供が転出したとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書（学生証）、本人確認書類、個人番号

### ●国民健康保険で受けられる給付

区分	支給額	内容
高額療養費	自己負担限度額を超えた分	1か月の医療費の支払いが高額になったとき、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給します。
療養費	自己負担相当額を超えた分	医師の指示で治療用補装具代を全額支払ったときは、後日申請すれば、審査後に自己負担相当額を超えた額を支給します。
出産育児一時金	42万円	加入者が出産した時に支給します。
葬祭費	5万円	加入者が死亡したとき、葬祭を行った方に支給します。
人間ドック・脳ドック	年度内1人1回 費用額の2/3 限度額2万5千円	30歳以上の加入者で、人間ドックまたは脳ドック受診者に対し検診費用の一部を助成します。希望される方は申請が必要です。

### ●国民健康保険税

前年所得に応じて、世帯主に対し課税します。計算方法などの詳細は町民課までお問い合わせください。

### ●特定健康診査・後期高齢者健康診査

対象者	40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者（年度内1人1回）
自己負担額	500円
受診会場	保健センターまたは指定医療機関
申し込み	保健センターまたは町民課まで

### ●保養施設の利用助成

	越生町・国保連合会 契約施設	越生町海の家 契約施設
対象施設	全国の約300施設	新潟県寺泊観光協会の施設
申請要件	越生町に住所がある方 町税・国民健康保険税を完納している世帯の方	
申請場所	町民課窓口	
申請方法	保養施設を予約してから、宿泊日の3日前までに町に申請する	
利用期間	4月から翌年3月	6月から8月
助成額	大人2,000円 子ども1,000円	大人2,000円 子ども1,500円
利用限度	年度内1人1泊	年度内1人1泊
助成方法	申請時に利用券をお渡ししますので、施設に提出してください。助成額を差し引いた金額をお支払いいただきます。	

## 国民年金について ▶ 町民課

### ●国民年金

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全員が加入します。加入者（被保険者）の種別は、職業などによって次のとおりとなっています。

種別	対象者（保険料）
第1号被保険者	自営業者、農林業従事者、学生など 納付書（口座振替等）により、金融機関等で納付します。
第2号被保険者	会社員、公務員など厚生年金に加入している方 国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれるので個別に納付する必要はありません。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者 国民年金保険料は、配偶者が加入する年金制度が負担するので個別に納付する必要はありません。

### ●国民年金の届出

20歳到達、就職・転職・退職、結婚・離婚などのときは、14日以内に必ず届出をしてください。

届出が必要な主な事由	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金加入者は除く)	●印鑑
会社を退職したとき	●印鑑・年金手帳・退職票・退職証明書等
厚生年金に加入の配偶者の扶養から外れたとき	●印鑑・年金手帳 ●資格喪失連絡票（扶養認定喪失日の確認できるもの）
免除等・学生納付特例の申請をしたいとき	●印鑑・年金手帳 ●学生証または在学証明書の写し（学生納付特例のみ）
60歳以上で任意加入したいとき	●印鑑・年金手帳・通帳 *配偶者の年金手帳や戸籍抄本が必要になる場合があります

### ●国民年金の届出

種類	事由
老齢基礎年金	65歳になったとき
障害基礎年金	不慮の事故や病気で、障がい者になったとき
遺族基礎年金	配偶者が死亡し、母子家庭や父子家庭になったり、子が遺児になったとき
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格をもった夫が年金を受けずに死亡し、その妻が60歳になったとき
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき

※年金は、受給資格を満たしている必要があります。

